

映像資料や文化財動画に現れる個人情報について

矢内一正（株式会社TBSテレビ）

On Personal Information Appearing in Films and Cultural Resource Videos

Yanai Kazumasa (Tokyo Broadcasting System Television, Inc.)

- ・文化財／Cultural properties ・文化財動画／Cultural resource videos
- ・権利処理／Rights clearance ・個人情報／Personal information
- ・個人データ／Personal data ・氏名表示権／Right of Attribution

1. 本稿の位置づけ

約2年前の本研究報告第24冊（2020）において筆者が明らかにしたとおり、映像資料の著作権法上の権利者（権利処理が必要な対象者）として想定され得るのは、実務的には①著作者（監督等）、②著作権者、③原著作者（原作者・脚本家）、④映画美術（その映画において複製された美術の著作物）の著作者・著作権者、⑤映画音楽（その映画において複製された音楽の著作物）の著作者・著作権者・実演家（歌手・演奏家）・レコード製作者、そして⑥実演家（出演者）である。他方、著作権法上の権利者ではないが、場合によっては権利処理が必要な⑦その他の権利（擬似著作権・肖像権等）というものも存在し、むしろその権利処理が厄介である旨を述べた¹⁾。法的根拠が希薄で、その保護期間も不明だからである。

これを実務上どう乗り越えるかに関しては、利用の態様（どのような方法・媒体・期間・地域で公開するのか）により大きく異なるので、ひとまず「YouTube」に的を絞り、そこに文化財動画をアップロードする場合の基本的な考え方を本研究報告第27冊（2021）において示した。その中では、YouTubeを規律する法律は米国カリフォルニア州法であるから、YouTube上の著作権とプライバシーに関する問題を考えるにあたっては、まず米国著作権法（連邦法）と米国カリフォルニア州法に照らして検討する

必要がある旨などを述べた²⁾。

これに続く本稿では、映像資料や文化財動画に現れる人物の氏名や顔を公開することについて、個人情報の文脈でその適否を検討したいと思う。つまり、今回は上記⑦その他の権利（擬似著作権・肖像権等）の「等」の部分にあたるが、これまた非常に厄介な話なのである。しかし、その多くは個人情報をめぐる誤解から生じているというのが筆者の実感なので、急がば回れ、まずはこれを確認したいと思う。

2. 誤解の多い個人情報

あなたの友人Aが「Bに聞きたいことがある」というので、Aにあなたの元恋人Bの電話番号を教えたとする。後日、Bから「なんで勝手に私の番号をAに教えたのよ」と猛烈な抗議を受けたあなたは、「共通の友人だし良いかと思って」「ごめん」と謝罪したが、それでもなおBの怒りは収まらず、Bはあなたを「個人情報保護法違反で裁判所に訴える」「個人情報保護法違反だから即刻スマホのアドレス帳から私の番号を削除せよ」と怒鳴りつけてきた。さて、あなたはこれにどう答えるべきか。

（1）個情法の性格

現行の令和2年・令和3年改正個人情報保護法（以下「個情法」）は、個人情報の適切な取扱いに関するルールを定めたうえで、そのルールの遵守について、国の個人情報保護委員会（以下「個情委」）が

民間事業者を「監督」し、行政機関等を「監視」するための法律である。その法律としての性格には、基本理念等を定める「基本法」の部分とともに、民間事業者や行政機関等がルールを遵守しない場合に「個情委がイエローカードやレッドカードを出せる」と定める「規制法」の部分がある³⁾。個情法は、このように、個人の権利利益の侵害発生を未然に防ぐための「機能」であり、その実効性を個情委の「監督」と「監視」により確保しようとするものである⁴⁾。

そうすると、元恋人Bの「個情法違反で裁判所に訴える」という発言は、まったくのお門違いであることがわかる。個情法に違反した場合には、国のルールを守らなかったことについて、お上（行政）に叱られるのであって、直接Bに「償い」をする責任を負うことはない⁵⁾。「男子は丸刈りにしなければならない」という校則を破った高校生は、学校（国）の先生（個情委）に怒られて、ひと昔前であれば先生にバリカンで丸刈りにされることもあったわけだが、彼はあくまでも学校のルールに違反したのであって、クラスメートや恋人との約束に違反したわけではない。

したがって、あなたは元恋人Bに対して「仮に個情法に違反しているのだとしても、その違反について、君に怒鳴りつけられる謂れはない」と答えれば良いわけである。

（2）規制の対象者

個情法は、「個人情報取扱事業者」と「行政機関等」を名宛人としている。前者は個人情報をデータベース化したものを事業の用に供している民間事業者とされ⁶⁾、後者は①行政機関、②地方公共団体の機関（議会を除く）、③独立行政法人等及び④地方独立行政法人とされる⁷⁾。なお、上述したとおり、個人情報取扱事業者が個情委による「監督」の対象である一方で、行政機関等が「監視」の対象にとどまる理由は、地方自治法との衝突を回避するためであると考えられる。また、行政機関等に立法府（国会）及び司法府（裁判所）は含まれないが、それは「三

権分立」に対する配慮の表れであろう⁸⁾。

話を元に戻すと、個情法による規制の対象者は、個人情報取扱事業者と行政機関等なのである。そうすると、プライベートのあなたは、そのいずれにも該当しない。したがって、元恋人Bには「私は個人情報取扱事業者でも行政機関等でもないので、個情法に違反することもない」という考え方をすることもできる。

3. 個人情報の種類

そもそもBの電話番号をAに教える行為は、個情法が規制する行為なのだろうか。

ひとえに「個人情報」といっても、個情法上は「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」「保有個人情報」「個人情報ファイル」「個人情報ファイル簿」といった分類がなされていて、それぞれに異なるルールが適用される。以下、それぞれの定義とルールを順番に見ていく。

（1）個人情報

個情法上の「個人情報」とは、表1の①+②に該当するもの又は①+②'に該当するものである（個情法第2条第1項参照）。いずれの場合にも①「生存する個人に関する情報」であることが必要とされるので、亡くなった故人の情報は、そもそも「個人情報」ではないということになる。

表1 個人情報の定義

「個人情報」とは、① 生存する個人に関する情報であって、 ② 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…） により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることなるものを含む。）
又は ②'個人識別符号が含まれるもの

ある情報が「個人情報」に該当するか否かは、保有する者によって相対的に判断される。例えば、あなたの元恋人Bの電話番号が「090-1234-5678」であるとする。筆者はこの番号から「特定の個人を識

別すること」ができないので、これは筆者にとって個人情報には該当しない。しかし、あなたはスマートのアドレス帳で検索をかけると、たまにBの電話番号であると識別することができる。すなわち、あなたにとっては個人情報だということになる。表1の②の括弧書き（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は、「容易照合性」と呼ばれるが、このような意味である。

なお、②の「個人識別符号」が含まれるものについては、それを見て「Bのものだ」とわからないとしても、いきなり個人情報だとされる。例えば、指紋データや顔認識データ、旅券番号やマイナンバーなどがこれに該当する。

「個人情報」に適用されるルールは、不適正な利用の禁止（個情法第19条）、適正な取得（個情法第20条）及び利用目的に関する規制（個情法第17条、第18条及び第21条）である。

（2）個人データとは

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報のことである（個情法第16条第3項参照）。いったんデータベース化されて、そこから引っ張ってきた個人情報（データ）を指す。

「個人データ」に適用されるルールは、大別すると、①その適正な管理を求めるもの（個情法第22条から第26条まで）と②第三者提供に関する規制（個情法第27条から第31条まで）の2つである。後者のルールにより、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、「本人の同意」を得ることが求められる。そうすると、Bの電話番号が「個人データ」に該当するのだとすれば、それをAに教えるにあたり、Bの同意を得る必要があるということになる。

なお、「提供」とは、自己以外の者が情報を利用可能な状態に置くことをいう⁹⁾。つまり、物理的に渡していない場合でも、第三者がその所在にアクセスして情報を利用できる状態にあれば、「提供」に当たる。

（3）保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が自己の判断で開示したり削除したりすることのできる個人データのことである（個情法第16条第4項参照）。例えば、あなたが何らかの事情で他人のスマートを預かったとする。そのスマートの中のアドレス帳はデータベース化されているので、個々の氏名・電話番号等は「個人データ」に該当することになるが、あなたの一存でこれを開示したり削除したりすることはできない。つまり、あなたにとって、これは「保有個人データ」に当たらない。

本人から「保有個人データ」の開示や訂正、利用停止等の請求があった場合には、これに応じなければならない（個情法第33条から第35条まで参照）。そうすると、元恋人Bのあなたに対する「即刻スマートのアドレス帳から私の番号を削除せよ」という要求については、応じる義務があるかのような錯覚に陥るが、先述したとおり、プライベートのあなたは個人情報取扱事業者ではないので、個情法上そのような義務は負わない。

（4）行政機関等に適用されるルール

上記（1）から（3）までのようルールは、現行の個情法上、民間事業者（個人情報取扱事業者）に対して適用されるものであることに注意が必要である。行政機関等には、「保有個人情報」（個情法第60条第1項）、「個人情報ファイル」（同条第2項）、「個人情報ファイル簿」（個情法第75条第1項）といった分類ごとに、また別のルールが適用される。

「個人情報ファイル簿」とは、平たくいえば、行政機関等の保有する個人情報ファイルに関するメタ情報であり、「個人情報ファイル」とは、保有個人情報をデータベース化したものである。そして、その「保有個人情報」については、「行政文書」や「法人文書」に記録されているものに限られているほか、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等は、行政文書の定義から除外かれている¹⁰⁾。

4. 過去の映像資料

ずいぶん前置きが長くなってしまった。

以上のことを見頭に置きながら、過去の映像資料に現れる人物の氏名や顔を公開することについて、個情法の文脈でその適否を検討したいと思う。

(1) 人物の氏名

例えば、以下の図1のようなクレジットが含まれる映像資料を館内上映することは、個情法上、問題はないのだろうか。

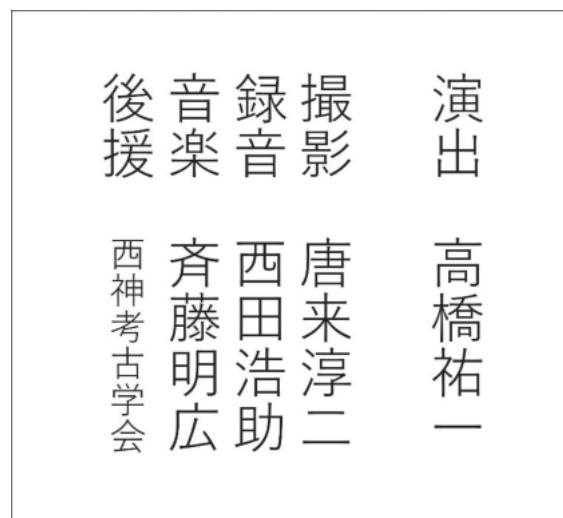


図1 ある映像資料のオープニングクレジット

上記3(1)で述べたとおり、「特定の個人を識別すること」ができれば個人情報に該当するのだから、人物の「氏名」は個人情報の代表選手である。そうすると、図1の各人物の「氏名」は、まぎれもなく個人情報であるように見える。ここで、図1の映像資料を館内上映することは、自己以外の者(例えば、来場者)が情報を利用可能な状態に置く行為に他ならないので、これは「提供」に該当する。すなわち、個人情報の第三者提供であるような外観を呈する。

そこで、あなたが調べたところ、録音の西田浩助は1993年に亡くなっていて、音楽の斎藤明広は1995年に亡くなっていることがわかった。故人の情報は、そもそも「個人情報」ではないので、西田斎藤両

氏の氏名を公開することについては、個情法上は何ら問題がない。一方、演出の高橋祐一と撮影の唐来淳二については、いくら調べても存否が不明であった。この場合、映像資料中の両氏の氏名をデフォーカスするといった対応が必要になるだろうか。

著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる(著作権法第19条第3項)。ここで「著作者の別段の意思表示がない限り」というのは、著作物を利用する際に、前のままの名前でよろしいですかということを照会しなければならない趣旨ではなく、著作物を利用しようとした段階で著作者から「別の表示の仕方にしてほしい」という積極的な申出があったような場合を除いては、従来どおりの氏名表示で構わないということである¹¹⁾。

また、上記2(1)で述べたとおり、個情法は民間事業者や行政機関等がルールを遵守しない場合に「個情委がイエローカードやレッドカードを出せる」と定めるが、民間事業者に対しては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げるような態様でイエローカード等を出してはならないとも定めている(個情法第149条第1項参照)。つまり、憲法が保障するこうした権利との調整を図っているのだが、個情法が原因で高橋唐来両氏の氏名をデフォーカスしなければならないのだとすると、両氏が図1の映像資料中でその著作者であることを主張した人格的利益を毀損するばかりか、表現の自由との関係でも問題が生じかねない。そのため、高橋唐来両氏の同意を得ずに図1のオープニングクレジットのまま当該映像資料を館内上映したとしても、個情法上は特に問題はないだろう¹²⁾。

(2) 人物の顔

次は、人物の「顔」である。例えば、次頁の図2のようなシーンが含まれる映像資料をインターネットで公開することは、個情法上、大丈夫なのだろうか。



図2 発掘現場を見守る子どもたち

上記3(1)で述べたとおり、「特定の個人を識別すること」ができれば個人情報に該当するのだから、人物の「顔」は個人情報である。そうすると、図2は子どもたちの「顔」からなる個人情報の束だということになる。ここで、映像資料をインターネットで公開することは、館内上映と同様に「提供」に該当するので、またしても個人情報の第三者提供であるような外観を呈する。

しかし、図2の子どもたちの「顔」の束は、データベース化されていない。つまり、個人情報には該当するが、「個人データ」には該当しない。個情法が定める第三者提供に関する規制は、上記3(2)で述べたとおり、「個人データ」に適用されるルールなので、個人情報の段階にとどまる子どもたちの「顔」には適用されない。すなわち、個情法上は特に問題がないとの整理になる。なお、もし大人になった本人が現れて、「子ども時代の自分の顔が気に食わないで削除してほしい」と請求してきたとしても、上記3(3)の「保有個人データ」に該当しないので、個情法第34条に基づく削除請求に応じる必要もないし、「行政文書」や「法人文書」に記録されている上記3(4)の「保有個人情報」にも該当しないので、個情法第90条に基づく訂正請求の対象でもない。

5. 新たに制作する文化財動画

最後に、あなたが新たに文化財動画を制作する際の留意点を述べたい。

(1) 出演承諾書

冒頭で言及したとおり、個人情報は非常に誤解の多い分野である。あなたの元恋人Bの「個情法違反で裁判所に訴える」「個情法違反だから即刻スマホのアドレス帳から私の番号を削除せよ」という発言に対しては、ご案内のとおり「その違反について、君に怒鳴りつけられる謂ではない」とか「私は個人情報取扱事業者でも行政機関等でもない」と答えれば、個情法的にはOKなのだが、怒り心頭の相手にそんな反論が通じるわけがない。

あるいは、「子ども時代の自分の顔が気に食わないで個情法に基づき削除してほしい（公開しないでほしい）」というハードクレーマーが現れて、「保有個人データに該当しないから」とか「保有個人情報に該当しないから」などと回答しても、通じるわけがない。通じない反論を重ねることにやがて心身共に疲弊し、「もうこの文化財動画を公開するのはやめよう」という判断に傾きかねない。つまり、せっかく作った文化財動画が事実上の「塩漬け」になるおそれがある。たかが個人情報されど個人情報である。誤解の多い分野であるだけに、特に一般の出演者に対しては、「氏名や顔が世の中に公表される（いちど世に出たら戻せない）」とか「撮影した映像は当方が任意に編集したり使わなかったりすることができる」とか「このような方法・媒体・期間・地域で公開・利用する」なども記した出演承諾書を交付し、撮影前にサインを得ておくのが無難である。

(2) 報道・著述の適用除外

最後にもう1つ、あなたの「お守り」として、報道・著述の適用除外について付言したい。

報道機関が報道の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合や、「著述を業として行う者」が著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、個情法が民間事業者（個人情報取扱事業者等）に求めるルールの全部が適用されない（個情法第57条第1項第1号及び第2号参照）。宗教団体や政治団体が宗教活動や政治活動の用に供する目的で取り扱う場合も

同様である（同項第3号及び第4号参照）。例えば、事件の容疑者本人の同意が得られなければ、その容疑者の氏名・顔を報道することができないとすると、憲法の保障する「報道の自由」が個情法によって妨げられるという話になる。あるいは、論敵の同意が得られなければ、相手を名指しで批判する文章を世に出せないとすると、憲法の保障する「言論・出版の自由」が個情法によって妨げられるという話になる。そのようなことにならないために、個情法は、包括的な適用除外の規定を置いているのである。

ここで「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいい（同条第2項）、「報道機関」とは、報道を目的とする施設、組織体をいう¹³⁾。条文では「放送機関、新聞社、通信社」が例示列举されているが、出版社やフリージャーナリストも報道目的である限り適用除外を受けられる。

議論が分かれるのが「著述」である。ここにいう「著述」とは、個情委のガイドラインによれば、文芸作品の創作、文芸批評、評論等がこれに該当し、学術書、実用書等人間の知的活動の成果といえるものを書き表すことも、これに該当するとされる¹⁴⁾。この趣旨からすれば、例えば、放送事業者が創作する放送番組（情報番組、テレビドラマ、ラジオドラマ、アニメーション番組、CMなど）も、あなたが制作する文化財動画も、人間の知的活動の成果に他ならないから、文芸作品等と同様に、当然に適用除外を受けられるものと考えられるが、文言上、必ずしもそのことが明確でない。

この点、2003年の個情法制定時に表2のような国会

答弁がなされているので、ここに転記して筆を擱く。

【註】

- 1) 矢内一正「映像資料の権利処理とその実務」奈良文化財研究所研究報告24冊105頁、109-110頁（2020）参照。
- 2) 矢内一正「文化財動画をYouTubeで公開する際の注意点」奈良文化財研究所研究報告27冊8頁、11頁（2021）参照。
- 3) 西村あさひ法律事務所編・太田洋ほか編著『個人情報保護法制大全』8頁（商事法務、2020）参照。
- 4) 岡村久道『個人情報保護法〔第3版〕』4頁（商事法務、2019）参照。
- 5) 西村あさひ法律事務所編・大田洋ほか編著・前掲注3) 341頁参照。もっとも、プライバシー権の侵害があったものとして、不法行為責任を負う場合もある。
- 6) 個情法第16条第2項参照。
- 7) 個情法第2条第11項参照。
- 8) 岡村・前掲注4) 526頁参照。
- 9) 個情委「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（令和4年9月一部改正版）29頁参照。
- 10) 個情委「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（初版）33頁参照。
- 11) 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』171頁（著作権情報センター、2013年）参照。
- 12) なお、行政機関等が情報公開法等又は公文書管理法等の規定に従い、氏名表示を行う場合又は行わない場合は、氏名表示権の規定は適用しない旨が定められている（著作権法第19条第4項参照）。
- 13) 個情委・前掲注9) 155頁。
- 14) 同上。

表2 「著述」の外延

「著述は基本的には、小説とか評論等のジャンルを問わず、人の知的活動により、創造的な要素を含んだ内容を言語を用いて表現することをいうものであり、その表現方法や手段を問うものではない。出版物であるか、放送であるか、インターネット等であるかを問うものではない」（平成15年4月24日「衆院個人情報の保護に関する特別委員会」細田国務相答弁）
「現在、著述に係る表現活動のジャンル自体がボーダーレス化し、加えてまた、表現の媒体、方法も進化するなど多様化している。こうした表現方法の多様化を踏まえ、政府としては、著述の定義ができるだけ広くとるべきとの観点から、あえて定義づけを法律には明記していない」（平成15年4月16日「衆院個人情報の保護に関する特別委員会」藤井政府参考人答弁）